

帰還困難区域(大熊町)に居住していた申立人の自宅から公道に通じる道路(登記簿上の地目は雑種地)の財物損害について、東京電力の直接請求では課税地目に従って、その一部が進入路(12,012円/m²)と評価されたものの、残部が雑種地(200円/m²)と評価された結果、低額な賠償額(合計37,400円)の提示にとどまったのに対し、航空写真や過去の道路の写真から原発事故当時の道路の状況を認定し、道路全体が一体として利用されており路面の状況等に違いはないことを考慮して、残部についても進入路と同等の評価による金額(合計2,246,244円)が賠償された事例。

和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)について、申立人X(以下「申立人」という。)と被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人及び被申立人は、本件に関し、以下の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

損害項目 別紙物件目録記載の土地についての財物損害

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項の損害項目に対する和解金として、金2,246,244円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

(省略)

第4 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求をすることを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第5 確認条項

申立人と被申立人は、第1項記載の財物について、仮に本和解による賠償がその価額の全部の賠償である場合でも、賠償金の支払にかかわらず、所有権は移転しないことを相互に確認する。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人

が署名（記名）押印の上、申立人及び被申立人が各1通を保有するものとする。
また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和4年10月11日

（別紙物件目録省略）

（仲介委員 竹之内 俊）